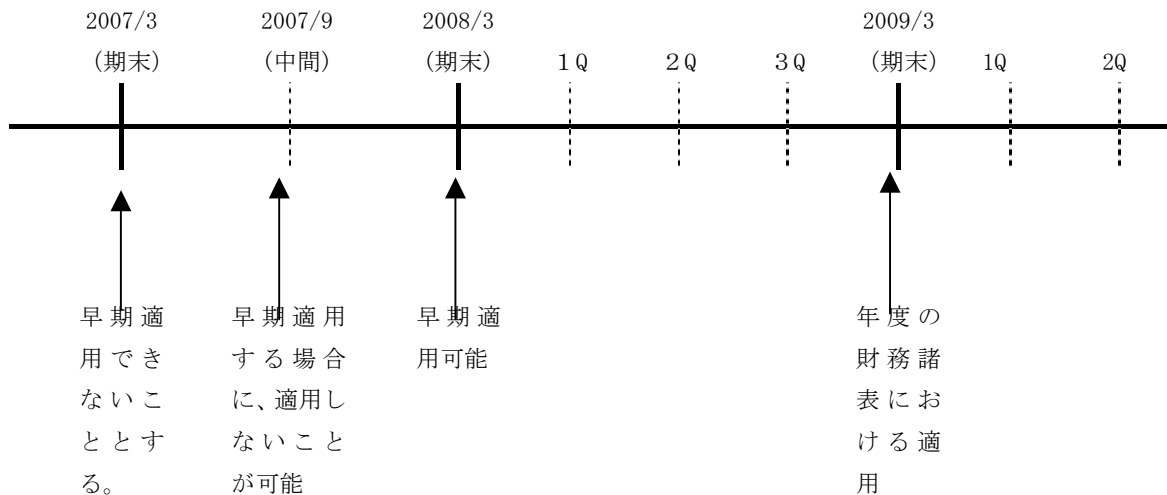


平成 19 年 3 月 23 日

## リース会計基準の適用時期について

### 1. 公開草案

3 月決算期会社の場合



- ① 2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度（連結も同様、以下同じ）から適用する。
- ② ただし、2008 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度等から早期適用することができる。
- ③ 早期適用する場合、中間会計期間には適用しないことができる。この場合、早期適用を行う事業年度に係る年度の財務諸表において、中間会計期間に係る中間財務諸表では本会計基準が適用されておらず、改正前会計基準で必要とされていた注記がなされている旨を記載する。

### 2. 修正案

上記の①から③に以下を加える。

- ④ 四半期については、2009 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することとし、2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの早期適用もできることとする。  
2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度で四半期の早期適用をしない場合、当該四半期では前期末から著しい変動があった場合に、改正前基準で必要とされていた注記をする。（ただし、金融機関等では第二四半期で別途の取扱いを行う。）。
- ⑤ 2007 年 3 月期については早期適用できないこととし、早期適用は 2007 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用できる。

### 3. 修正理由

- リース会計基準の適用時期については、準備期間の必要性から、会計基準公表の翌々事業年度である 2008 年 4 月 1 日以降開始する事業年度としている。しかしながら、2008 年 4 月 1 日開始事業年度の第一四半期の四半期財務諸表から会計

## 審議事項（１）

基準が適用されるとすると、2008年4月1日から運用が開始されることとなり、システム対応等の準備期間は会計基準公表後約1年となる。

- リース会計に係るシステム対応等の準備作業は、リース取引を主たる事業としている貸手については、営業管理システム、予算管理システムなどの会計システム以外のシステムの広範な改変を伴い、また、データも膨大になりテスト等の期間も必要となるため、相応の期間を要するものと考えられる。また、借手においても、リース取引の利用度合いが高いためにデータが大量になるケースや、会計システム(原価計算システムとの連携を含む)の複雑性が高いケースでは、同様に、相応の期間を要する場合があると考えられる。また、これらの対応を連結ベースで行う必要があり、連結会計システムが複雑な場合は、さらに準備期間を要すると考えられる。
- これらの準備作業は、約1年で終了しないケースもあることが想定されるため、四半期財務諸表は2009年4月1日開始事業年度から適用することが適切であると考えられる。

以 上